

羽曳野労働基準監督署発表
令和8年7月17日

【照会先】
羽曳野労働基準監督署
電話 072-942-1308

労働安全衛生法違反の疑いで書類送検

(動力プレスの金型を取外す際に安全ブロックを使用させる等の措置を講じなかった疑い)

令和8年7月17日、羽曳野労働基準監督署(署長 おおと たかし 大戸 孝司)は、株式会社Y S 工業及び同社代表取締役を労働安全衛生法違反の疑いで、大阪地方検察庁に書類送検しました。

記

1 被疑者

(1) 株式会社 ワイエスこうぎょう Y S 工業 (以下「被疑会社」という。)

所在地 大阪府羽曳野市野

事業内容 金属製品製造業

(2) 同社代表取締役 (以下「被疑者A」という。)

2 違反条文等

被疑会社、被疑者Aともに

労働安全衛生法違反

同法第20条第1号

同法第27条第1項

労働安全衛生規則第131条の2第1項

同法第119条第1号(罰則)

同法第122条(両罰)

3 事件の概要

被疑者Aは、被疑会社の労働者を指揮するとともに同社の安全管理を行う者ですが、令和7年6月30日、労働者Bに圧力能力45トンのプレス機械の金型の取外しの作業を行わせるに当たり、安全ブロックを使用させる等の措置を講じなかった疑いがあるものです。

4 参考事項

- (1) 令和7年6月30日、被疑会社において労働者Bの片手がプレス機械のスライドと金型との間に入り、手を挟まれ、指4本を負傷するという労働災害が発生しました。
- (2) 労働安全衛生法では、動力プレス of 金型の取付け、取外し又は調整の作業を行う場合において、当該作業に従事する労働者の身体の一部が危険限界に入るときは、スライドが不意に下降することによる労働者の危険を防止するため、当該作業に従事する労働者に安全ブロックを使用させる等の措置を講じさせなければならないと定められていますが、労働者Bに、安全ブロックを使用させる等の措置を講じていませんでした。
- (3) 適用法条文は、別紙のとおり。

適用法条文

◎労働安全衛生法

(事業者の講ずべき措置等)

第二十条 事業者は、次の危険を防止するため必要な措置を講じなければならない。

- 一 機械、器具その他の設備(以下「機械等」という。)による危険

(労働者の遵守事項)

第二十七条 第二十条から第二十五条まで及び第二十五条の二第一項の規定により事業者が講ずべき措置及び前条の規定により労働者が守らなければならない事項は、厚生労働省令で定める。

(罰則)

第百十九条 次の各号のいずれかに該当する者は、六月以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

- 一 第十四条、第二十条から第二十五条まで、第二十五条の二第一項、第三十条の三第一項若しくは第四項、第三十一条第一項、第三十一条の二、第三十三条第一項若しくは第二項、第三十四条、第三十五条、第三十八条第一項、第四十条第一項、第四十二条、第四十三条、第四十四条第六項、第四十四条の二第七項、第五十六条第三項若しくは第四項、第五十七条の四第五項、第五十七条の五第五項、第五十九条第三項、第六十一条第一項、第六十五条第一項、第六十五条の四、第六十八条、第八十九条第五項(第八十九条の二第二項において準用する場合を含む。)、第九十七条第二項、第百五条又は第百八条の二第四項の規定に違反した者

(両罰規定)

第百二十二条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して、第百十六条、第百十七条、第百十九条又は第百二十条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本条の罰金刑を科する。

◎労働安全衛生規則

(スライドの下降による危険の防止)

第百三十一条の二 事業者は、動力プレスの金型の取付け、取外し又は調整の作業を行う場合において、当該作業に従事する労働者の身体の一部が危険限界に入るときは、スライドが不意に下降することによる労働者の危険を防止するため、当該作業に従事する労働者に安全ブロックを使用させる等の措置を講じさせなければならない。